

頌栄短期大学の研究活動における行動規範に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、頌栄短期大学倫理規程および頌栄短期大学研究活動に関する不正行為防止規程とともに頌栄短期大学（以下「本学」という。）の研究者としての良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応える研究活動を推進するため、研究活動における行動規範を定めることを目的とする。

(研究者の責任)

第2条 研究者は自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の平和的發展や福祉・文化の向上に貢献するという責任を持たなければならない。

(研究者の行動)

第3条 研究者は、学術研究の自主性・自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を、社会に示す最善の努力をするとともに、研究者相互の評価に積極的に参加しなければならない。

(自己研鑽)

第4条 研究者は自らの専門知識、能力および技芸の維持向上に努めるとともに、学術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示さなければならない。

(説明と公開)

第5条 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼしうる影響や起こしうる変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努めなければならない。

(研究費の取り扱い)

第6条 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令および本学の諸規程等を遵守し、これを適正に使用しなければならない。

(他者との関係)

第7条 研究者は、他者の名誉や知的財産権を尊重するとともに、職務上知り得た他者の成果、知的財産権等に関して守秘義務を要するものはこれを遵守しなければならない。

(差別・ハラスメントの排除)

第8条 研究者は、研究活動において起こりうるあらゆる形態の差別およびハラスメントを起こしてはならない。また、立場や権限を利用して、その指示・指導を受ける者に研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を行ってはならない。

(利益相反の防止)

第9条 研究者は、研究活動における社会連携活動を行うにあたり、利益相反行為を未然に防ぐ最大限の配慮および客観的に必要とされる合理的な努力をしなければならない。

(倫理教育)

第10条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施する機会を設けなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2015年9月9日から施行する。